

会議の名称	第34期 第6回社会教育委員会会議
開催日時	平成29年2月8日（水） 午後2時00分から 午後4時18分まで
開催場所	輝きプラザきらら 3階 教育委員会室
出席者	加堂裕規議長、石塚美穂副議長、川添賢史委員、西田スマコ委員、服部寛治委員、福田市朗委員、松浦清委員、湊上万貴委員、森本清子委員、山本順一委員  [事務局] 社会教育部／中路部長、山口次長、片岡次長、藤丸中央図書館長 社会教育課／奥野課長、黒臺課長代理、宮澤係員 放課後子ども課／あべ木課長 文化財課／鈴江課長 スポーツ振興課／五島課長 中央図書館／中道副館長、松井副館長
欠席者	青野明子委員、北口ひとみ委員、國光利彦委員
案件名	1. 放課後の過ごし方についてのアンケートの調査結果の報告について 2. 香里ヶ丘図書館の建替え基本計画（案）について 3. 生涯学習施設と図書館の6複合施設への指定管理者制度の導入について 4. 枚方市立図書館分室等の見直しに関する基本的な考え方（案）について 5. その他
提出された資料等の名称	・次第 ・資料1. 児童の放課後の過ごし方に関する調査結果報告書（概要） ・資料2. 児童の放課後の過ごし方に関する調査結果報告書 ・資料3. 「香里ヶ丘図書館建替え基本計画（素案）」についての市民アンケート等の実施結果について ・資料4. 香里ヶ丘図書館建替え基本計画（素案）と（案）の対照表 ・資料5. 香里ヶ丘図書館建替え基本計画（案） ・資料6. 指定管理者制度導入状況並びに今後の方向性（案）

	<p>について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料7. 枚方市立図書館分室等の見直しに関する基本的な考え方(案)</li> <li>・資料8. 子どもに本を届ける事業の進捗状況について</li> <li>・資料9. 図書館雑誌スポンサー広告について</li> </ul>
決 定 事 項	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	4人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	社会教育部社会教育課

審 議 内 容

加堂議長      まだお見えでない方もありますが、ほぼ定刻となりましたので、ただいまから第34期第6回枚方市社会教育委員会議を開催いたします。

                    お忙しい中、委員の皆様には大変ありがとうございます。

                    それでは、早速、事務局から出席状況につきまして報告いたします。

事 務 局      本日の委員の出席状況は、委員13人中9人の方が出席されておられます。枚方市社会教育委員会議運営要綱第5条により、過半数の出席がございますので、会議が成立していることをご報告いたします。

                    なお、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第3条に基づき、本会議は公開となっており、傍聴の方がおられますのでご報告いたします。

                    本日の資料でございますが、まず本日の次第に続きまして、資料1、児童の放課後の過ごし方に関する調査結果報告書（概要）、資料2、児童の放課後の過ごし方に関する調査結果報告書、資料3、「香里ヶ丘図書館建替え基本計画（素案）」についての市民アンケート等の実施結果について、資料4、香里ヶ丘図書館建替え基本計画（素案）と（案）の対照表、資料5、香里ヶ丘図書館建替え基本計画（案）、資料6、指定管理者制度導入状況並びに今後の方向性（案）について、資料7、枚方市立図書館分室等の見直しに関する基本的な考え方（案）、資料8、子どもに本を届ける事業の進捗状況について、資料9、図書館雑誌スポンサー広告について、以上資料1から資料9を配付させていただいております。

                    なお、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第5条第4項の規程に基づき、配付資料も傍聴者の閲覧に供しますが、会議終了後に回収いたしますので、よろしく願いいたします。

加堂議長      それでは、次第に従いまして進めてまいります。案件1の放課後の過ごし方についてのアンケートの調査結果の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局      それでは、案件1、放課後の過ごし方についてのアンケート調査結果の報告について、社会教育課より説明をさせていただきます。

                    お手元、資料1、「児童の放課後の過ごし方に関する調査結果報告書（概要）」をご覧くださいませでしょうか。

                    前回、第5回の社会教育委員会議におきまして、「放課後対策の

総合的な推進について」という資料に基づき「放課後子ども総合プラン」等について説明をさせていただきました際に、本市における全児童対象の放課後対策と学童保育の一体的運営に向けた課題の1つとして、「児童とその保護者のニーズの把握」を挙げさせていただきましたが、その課題への取り組みといたしまして、昨年11月、市立小学校に通う児童とその保護者を対象にアンケート調査を実施いたしました。お手元の資料はその調査結果の概要をまとめたもので、本日はこの資料に沿って調査結果の概要を報告させていただきます。

まず、「Ⅰ. 調査の概要」ですが、「(1) 目的」についてですが、本市では国の放課後子ども総合プランに基づく取り組みの充実に向けて、現在、検討を進めており、中でも同プランが求める身近な学校施設を活用した放課後プログラムのあり方について、今後、その具体化に向けて検討を進めたいと考えているところでございます。

そこで、小学生が放課後や休日をどのように過ごしており、また小学生やその保護者が、放課後の子どもを対象とした、どのようなプログラムを求めているのかを把握し、当該ニーズを踏まえた全児童を対象とした放課後対策のあり方を検討するため、本調査を実施したものでございます。

「(2) 対象」、「(3) 調査方法」ですが、市立小学校全45校の小学2年生及び4年生のうち、各1クラスの児童及びその保護者、小学2年生は1,264人とその保護者、小学4年生は1,300人とその保護者、を対象といたしました。

「(4) 実施時期」は記載のとおりで、「(5) 回収結果」につきましては、児童は、2年生、4年生とも90.5%、保護者は2年生の保護者が90.1%、4年生の保護者が90.0%でした。

それでは裏面、2ページに移っていただき、「Ⅱ. 調査結果の概要」をご覧くださいませでしょうか。

「(1) 子どもの放課後や休日の過ごし方」から説明をさせていただきます。最初に、「①留守家庭児童会室」についてですが、2年生の約3割、4年生の約1割5分が通っており、そのうち2年生の約6割5分、4年生の約5割が週に5日通っております。

次に、「②放課後自習教室」につきましては、学校により実施回数が異なり、週2回から最大で週4回実施しておりますが、2年生の約3割5分、4年生の約2割が通っており、そのうち、2年生の約6割5分、4年生の約5割が週に1日通っております。

続いて、「③学習塾」ですが、平日、2年生の約2割、4年生の約2割5分が学習塾に通っており、そのうち、2年生の約7割5分、4年生の約5割5分が週に2日通っております。土曜、日曜だけ塾

に通う児童は少数となっております。

「④習い事」につきましては、2年生、4年生とも、平日、約7割5分の児童が何某かの習い事に、土曜、日曜については、2年生の約4割5分、4年生の約5割の児童が何某かの習い事に通っているという結果となっております。

習い事の中身としては、水泳が実数で849人と最も多く、ピアノ等鍵盤楽器が509人、英会話教室378人、その他、書道、そろばん、サッカー・フットサルなどが多くなっています。その詳細については、以下の表のとおりです。

また、習い事を通じて保護者が子どもに身に付けさせたいと望むものは、3ページのグラフのとおりで、達成感、技術力、楽しむ心などを身に付けてほしいと考えている、そのような結果が出ております。

次に、「⑤子どもいきいき広場」につきましては、2年生の約5割、4年生の約4割5分の児童が参加しており、そのほとんどが「ときどき行っている」と回答しております。

ただいま説明させていただきました留守家庭児童会室、学習塾、習い事等に行っていないときの児童の放課後の過ごし方について、ですが、「⑥上記①～④に行っている時以外の平日の過ごし方」のところにありますように、2年生・4年生とも「友達と外遊びやスポーツをする」という回答が最も多く、これに、一人で「テレビ・ビデオを見る」が続き、その他、「友達と室内遊び」、一人で「各種ゲーム機遊び」などの回答となっております。

「⑦上記③～⑤に行っている時以外の土・日曜日の過ごし方」につきましては、2年生・4年生とも一人で「テレビ・ビデオを見る」という回答が最も多く、その他、2年生は「家族と室内遊び」、一人で「各種ゲーム機遊び」など、4年生は「友達と外遊びやスポーツ」、一人で「各種ゲーム機遊び」などの回答となっております。

次に、「⑧平日帰宅後、または土・日曜日午前から夕食までの児童の保護状況」につきましては、平日は、2年生の約2割5分、4年生の約4割の児童が、帰宅後、夕食までの時間、一人または子どもたちだけで過ごすことがある、と回答しており、土・日曜日は、2年生の約1割、4年生の約2割が、午前から夕食までの時間、一人または子どもたちだけで過ごすことがある、と回答していますが、いずれもその多くは「毎週ではないがときどきある」との回答となっております。

続きまして、4ページ、「⑨放課後の友達との遊び」については、2年生の約8割、4年生の約8割5分が、放課後に友達と遊ぶことがあると回答しており、学校の同じクラスやもと同じクラスの同学年の友達、人数としては3人から4人、屋外で遊ぶ、との回答がそ

れぞれ多くなっていますが、2年生の約5割5分、4年生の約5割の児童は、違う学年の児童とも遊ぶことがあると回答しています。

次に、「⑩友達との距離」ですが、「友達に何でも相談できるか」と聞いたところ、2年生は、「何でもできる」、「相談できることとできないことがある」、「相談はあまりしない」と回答した児童がそれぞれ約2割5分で、「相談しない」は約1割5分。4年生は、「相談できることとできないことがある」と回答した児童が約4割、「何でもできる」が約2割5分、「相談はあまりしない」が約2割で、「相談しない」は約1割という結果となっております。

「⑪友達と遊ばない理由」は、放課後に友達と遊ばないと回答した児童に対して、その理由を尋ねたものですが、「自分や友達が塾や習い事で忙しい」が2年生・4年生とも最も多い理由でした。

それでは、次に「(2) これからの子どもの放課後の過ごし方についての希望」についてですが、こちらは「①自宅での勉強」から、5ページにいきますが、「⑭テレビ・ビデオ鑑賞」まで、全14項目にわたりまして、今後、「増やしたい」、「少し増やしたい」、「今までどおり」、「少し減らしたい」、「減らしたい」の希望について、児童・保護者、それぞれ同じ内容で回答を求めたものですが、そのうち、「①自宅での勉強」、「⑪家事の手伝い」、「⑫テレビゲーム等」、「⑬テレビゲーム等を除く室内遊び」、「⑭テレビ・ビデオ鑑賞」の各項目におきまして、増やしたいという希望と減らしたいという希望について、児童と保護者の間で意識のずれが見られました。

それでは、続きまして6ページをご覧ください。「(3) 放課後プログラムに対するニーズ」について、ですが、「①放課後プログラムの中身に関するニーズ」では、最も高いニーズは「運動場・体育館・自習室の開放」で、児童で40.0%、保護者で59.8%という結果となっております。なお、この「概要」には記載していませんが、保護者向けアンケートの自由記述欄にも、近隣にボール遊びができたり、周辺住民に気兼ねなくのびのびと遊べる公園などが不足していることから、学校の運動場や体育館を開放し、自由に使用してほしい、と求める記述が多くありました。

その他、ニーズといたしましては、児童では、次に「各種スポーツ活動」、「各種体験活動」が、保護者では、「宿題・補習」、「各種スポーツ活動」が続いております。

次に、「②スポーツ活動の種目に関するニーズ」については、児童と保護者で順位の前後はあるものの、ドッジボール、陸上競技、器械体操、バドミントン等のニーズが高いという結果になりました。

次に7ページ、「③放課後プログラムへの児童の参加を判断する保護者の基準」については、「子どもが行きたいと望むかどうか」

と、「子どもが安心・安全に過ごせるかどうか」の基準を選択した保護者が多くおられました。

最後に、「④5年生・6年生時の留守家庭児童会室への入室希望（現在児童会室に通っている児童のいる家庭が対象）」のところで、平成29年度以降、順次5年生・6年生が留守家庭児童会室の入室対象となることに関連いたしまして、現在、留守家庭児童会室に通う児童とその保護者に、5年生時以降の留守家庭児童会室への入室の意思を聞いたところ、5年生時以降も留守家庭児童会室への入室を希望する児童が約3割、5・6年生時とも「行きたくない」と考えている児童は約4割となっております。保護者は、約5割が行かせたいと望んでおり、「行かせない」との意見は約3割で、保護者の方が入室を積極的に希望していることがわかりました。

なお、調査結果の詳細につきましては、資料2といたしまして、調査結果報告書の本編を冊子で配付させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

以上、調査結果の概要のみ報告させていただきましたが、案件1、放課後の過ごし方についてのアンケートの調査結果の報告についての説明とさせていただきます。

加堂議長

ありがとうございました。結構大量な資料になっておりますけれども、大変興味深い結果がたくさんあるような気がしたんですけれども、まとめられた内容から、さらにもっといろいろな資料があったような気がします。皆さん、まずはいろいろな質問とか意見とかお願いしたいと思います。

服部委員

見せてもらっていたら、児童と保護者の希望にかなり差があるんですね。もう1つ細かいところでは、⑦のところ、土曜、日曜は一人でテレビ・ビデオを見て過ごすというのが一番多くて、土日といったら家族がいるからもっとほかのことで過ごすような感じがしておったんですけれども、一人で過ごすことが多いんですかね。そんな感じがしました。

事務局

2年生、4年生の児童の回答なので、どの程度、客観的事実を、表しているかということはあるかと思いますが、ただ、塾に行っているとき、習い事をしていないときは何をしているかという問いに対して、一人でテレビ・ビデオを見て過ごすところに丸をつけている子どもが多かったという結果となっております。

服部委員

ギャップを感じたのは、家事の手伝いとかテレビゲーム、そういうのでかなり差があるなど。

加堂議長 子どもたちと保護者と、両方こうしないとわかりにくいですけれども。

湧上委員 2年生と4年生だけを調査対象にされた理由は何かあるんですか。全学年は無理でしたでしょうか。

事務局 全学年できれば、という思いはありましたが、低学年の子どもさんがどのような形で放課後を過ごしておられるかというのが、全児童のプログラムを進めていく上で把握したい内容でしたので、1年生ではちょっと回答が難しいかなということで2年生を選択させていただきました。また、留守家庭児童会室が平成29年度から5年生、平成30年度から6年生までと受入れを拡大していく中で、選ぶのであれば、その前段である4年生を、という形で選択させていただきました。

福田委員 1つ聞きたいんですけれども、子どもに兄弟姉妹があるかないかはここに入っていないんですか。例えば一人という話になったときに、当然お兄ちゃん、お姉ちゃんがいたりとか、弟、妹がいたりとか、それぞれ変わるので、こういう場に一人というのはどういうことなのか疑問を感じました。

事務局 設問の中では、平日帰宅後、夕食までの時間、また、休みの日の午前から夕食までの時間、一人もしくは子どもたちだけで、という聞き方をさせてもらっているんです。なので、兄弟姉妹がある方はきょうだいだけで、ということも同じ回答の中に入ってしまうと思いますが、保護する大人がいないという状況があるのかどうかということは、この設問で聞かせてもらえたのではないかと思います。

福田委員 いや、今、服部先生のほうから、一人でという話になったときに、単独でなのか、兄弟姉妹を一緒にしているのかどうかか気になったので。

事務局 ご質問いただきましたように、ここでいう「子どもだけで」というのは、一人もしくはきょうだいを含めた子どもたちだけでという形も入っているとご理解いただければと思います。

山本委員 伺っていて気になったのは、さっきの話ですけれども、もう済んだことは仕方ありませんけれども、家族構成で、確かに一人っ子



と2人、3人とは大分違う気がしていて、フェイスシートで本来であれば家族構成について聞いておいたほうが、あとの施策に組むときには合理的な理屈がつけやすかったような気はするんですけども、いかがですか。

事務局           ご指摘の部分が大きいであろうかと思えます。

山本委員           周りで一人っ子というのが多いような気が圧倒的にする。3人というのはほとんどいない。標準の家族の構成は3人強ですね、たしか。だから、教科書会社から聞いた話ですけども、教科書を書くときにも、家族みんなで飯を食べるとしたら、4人じゃ書けない。お父さん、お母さん、子どもたちじゃなくて、お父さんから子ども1人か何か、そんなん聞いたことがあるんですけど。余計な話をしました。

事務局           ありがとうございます。フェイスシートで、きょうだいの数と祖父母の数をとっておいたらよかったかなと思っています。参考にさせていただきます。

加堂議長           ほか、どうでしょうか。1つ気になるのは、学校の先生が2人お見えでないわけですけども、回答回収率が90%というのは一見高いですね。だけど、よく見ますと、例えば教室で生徒に書かせるとかになりますと100%でもおかしくないわけで、未回収が10%あるというのは、考えたらなぜかと思うんですけども。

事務局           回収方法を少し説明させてもらいますと、保護者の意見もいただきたいというのがありましたので、学校で子どもさんに配ってもらい、自宅に持って帰ってもらって、保護者と児童の分をまとめて封筒に入れて提出していただきました。その中で、保護者だけ出された分、児童だけ出された分、また、出されないというものもありましたので、少し率が落ちております。

加堂議長           家庭通信ですか、全員返さなかったら担任とのコミュニケーションとれないでしょう。それを考えたら、ちょっと未回収の10%は多いなと私は思うんですね。

事務局           100%という形で返ってきている学校もありましたが、かなり率が低いところもありましたので、平均して約90%という結果でした。学校で教室を利用させていただいた割には、少し率は低かったのかなと思っています。

加堂議長 回答ない場合は、大抵問題ある場合が多いのでね。

事務局 他の子どもの調査でも、本当に答えが欲しい人には答えてもらえないということもあるかなということがありましたので、できる限り回収率を高くしたかったですけれども、なかなか無理も言えない中で、先生方にもご協力いただき、このような回収率になったということです。

加堂議長 そのほかの、いろいろ問題というか、こういう結果が出ていますので。

川添委員 よろしいですか。ちょっと存じ上げないのでお聞きしたいんですけども、留守家庭児童会室というのは大体イメージがあるんですけども、②にある放課後自習教室というのと、⑤にある子どもいきいき広場というのはどういうものかわからないので、教えていただきたいです。

事務局 放課後自習教室については、全小・中学校で実施しておりますが、自学自習力支援システムという、パソコン端末を活用したプリント学習です。自分はこの分野のこのあたりのことをしたいというような形で、教科のプリントを出して、そのプリントを自分でやって、そこにサポーターさんがおられて、採点をしてくれたり、わからないところを教えてくれたりという形で行っております。自学なので絶対行かないといけないというのではなくて、自分が行こうと思う子どもたちが行くと。学校によって実施回数は異なり、週2回から最大4回まで、という形になっております。

子どもいきいき広場については、学校休業日である土曜日等を基本として、各校区によって実施回数に差はありますが、年間16回から48回ぐらい、いろんな体験活動であったりとか、スポーツ活動であったりとかいうのを、地域の実情にあわせて実施されております。やっている内容であったり、回数であったりは校区によって異なる、そういう取り組みになっております。

川添委員 通われている学校と同じ学校内でやっているんですか。そうですか、わかりました。

服部委員 30人切れているんですか、1クラス平均。1,264と1,300を45で割ったら30切れるんじゃないんですか。

事務局	調査の中で、一番少ないクラスは17人でした。
服部委員	35を超えたら2つに割ってしまう。
加堂議長	留守家庭児童会とか放課後自習教室、過去より多分増えているんでしょうね。過去のデータとか、そういうのがもしありましたら。参加児童の。
事務局	留守家庭児童会室の入室児童数は、3年間で約25%増しになっております。
事務局	昨年ベースでいうと3,900人なんですけれども、この2年間で300人ずつぐらい子どもが増えて、今年度、平成29年度当初の状況でいいますと、まだ公表できる正確な数値というのはなく予想ですけれども、1月30日現在で一旦定員締め切りをしまして、その締め切り人数が約4,400人なので、昨年ベースから500人、おそらく3月末までには4,500人近くいくのではないかと。今の申し込み状況では、今年度5年生を受け入れているというのはあるんですけれども、現状でいいますと、やはり1年生から4年生までがまだ増加し続けているという傾向になります。
加堂議長	渇上委員、校区で違うと思いますけれども、放課後のいろんな対策について何かありましたら。
渇上委員	そうですね。国が放課後子ども総合プランというのを立てているという、内容は、留守家庭の子を対象にしている形なのか、一旦帰って放課後開放という形になるのかというのはどうなんですか。
事務局	国の放課後子ども総合プランというのは、枚方でいうと留守家庭児童会室、いわゆる学童保育の部分の「放課後児童クラブ」と、全児童対象の「放課後子供教室」、これをできれば学校の施設内、敷地内で一体的に実施する、というものですので、対象としては、留守家庭の児童だけではなく全児童を対象とした形になります。
渇上委員	留守家庭だけになってしまったら、また余計に増えていくのかなと。共働きもしているけれども、5・6年生になったら留守家庭児童会に入れると料金的にも高いので、親も入れないという方向もあると思うんですけれども、こういうふうにやっていただいたら、またどんどんそういうご家庭が増えていくのかなと思ったんですけれども、一応全対象ということであれば、私ももし小さい子がいた

ら活用したかったと思いますけれども。

このアンケートも、おもしろかったのは大人の意見、親は子どもに期待をして、もっと勉強してほしいとか、いろんなことにチャレンジしてほしいという中で、子どもはそれなりに頑張っていると思うんですけど、遊ぶ時間が欲しいというのとかを見ていて、親の希望は高いのだなど、この希望の部分を見て感じていたんですけども。すごくおもしろいアンケートになったなと思って読ませていただきました。

事務局

ありがとうございました。この調査結果を、皆様方からご意見をいただきたいということで報告させていただきました。その意味ですけれども、一つは、子どもの放課後の過ごし方というところが、今非常に大きな課題になっているということです。

この子どもの放課後に対する対策は、一つは福祉施策としてのアプローチがあります。これは本市でいえば学童保育事業である留守家庭児童会事業、これは厚生労働省所管の福祉事業なんですね。保育に欠けるお子さんを放課後預かるという事業です。

ところが、先ほど放課後子ども課長の報告がありましたように、どんどん拡大しているわけです。それは、保育所の対策が拡充して、保育所待機をなくすんだということで、保育所サービスをどんどん拡充していますので、就学前にお子様をお預けになって、保護者の方が共働き状態になるご家庭が増えれば、当然就学前の話で済まなくなって、子どもさんが学校に上がった後もそのライフスタイルは続きますので、では子どもを放課後どうするんだという話になって、留守家庭児童会室への申し込みがばっと増えるということになります。そして、施設も人的体制も後追いで、ぱんぱんな状態になってきているという状況があります。

それともう一つは、そういう福祉的なアプローチだけの話ではなくて、子どもたち、そういう家庭も含めて、もっと全児童対象での考え方でいくと、やはり少子化の傾向の中で、地域で子どもが遊ぶとか、地域で体験するということができなくなってくるので、学校におけるさまざまな体験とか、学校教育以外のさまざまな体験なりをどう保障していくのか。これは、まさに社会教育の課題なんですね。

その2つを合わせて何かいい仕組みをつくれないうところが、今非常に大きな課題になっているということなので、そのあたり、ほんとうにどういったものかということ、保護者の方とか子どもさんが考えていることも含めて、まずは実態把握から始めようということにしたということです。

その中で、意外と特徴的だったのは、さまざまなプログラムを用

意するのではなくて、まず施設開放をしてほしい。遊べる場も少ないし、安全に過ごせる場所としては学校があるんだから、体育館だとか図書室だとかグラウンドとかを、放課後に開放してほしいというお声が結構強いんです。

それと、プログラムでいえばスポーツ系のものが結構ニーズが高い。でも、安全は確保してくださいというお声もやはり強いということで、コストの問題もありますので、そのあたりをどう組み合わせて、子どもに対する放課後の事業の形をつくっていくのかというのが、非常に大きな課題になっています。誰が担うのかという話も含めて、非常に大きな課題になっているということでございます。

淵上委員        私の小さいときは学校に戻れて遊んでいたんですけども、やはり安全の問題から戻ったらいけないとか、今の子は忘れ物も学校に親とでないと取りに行っちゃいけないとかいう態勢なのに、そこにまた戻していくのはすごく大変なことなんですよ。

事務局         戻すというより帰さないでそのまま学校でプログラムを提供して、それが終わってから帰っていただくという形になりますね。どちらかというと連続したプログラムです。

西田委員        確かにそうですよね。私は孫がおるんですけども、周りに全然子どもがいない。だから、学童に入れたほうがいいねということで、お金が出なくても学童に入れましょうと。でないと、仲間がいない、遊ぶ友達がいないし。

淵上委員        この辺公園があっても、ボール遊びはしてはいけないとかになっているので、ではどこでという部分があるから、学校開放というのが一番望ましいのかなと。でも、そのまま継続で、では何も道具を持ってきてはいけないんです。取りに帰れないわけですね。

事務局         そうですね。

淵上委員        学校にあるものを使ってというような。

事務局         逆に言うと、学校開放というのが1つのプログラムになるという考え方ですね。登下校の間の事故、事件のリスクだとか、先ほどおっしゃっていただいたように、学校は池田の事件以降、やはりセキュリティが固くなりましたので、そんなに簡単に自由に出入りできないですね。そのあたりの状況変化があって、総合プランということで、学童に行く子どもと全児童対策を、最初の接続した時間帯は

一体的にやって、その後帰る子どもと児童会室に行く子どもが分かれるような、そういう流れをつくっていこうというのが基本的な考え方です。

服部委員        アンケート調査を実施されまして、今後のスケジュールのようなものはあるんですか。検討の。

事務局         この11月にアンケートを実施いたしまして、報告書できたと、みたいな感じなんですけど、今のところ単純集計の結果をまとめさせてもらったという形になっております。

この調査結果をもとに、有識者であったり、保護者であったり、もう少し広くご意見を聞かせてもらう中で、全児童対象のプログラムについて、来年度中には検討して、平成30年度には実施していきたいと考えているところです。

ただ、全校にどういう形で導入していくかというのはこれからの課題かなと思うんですけども、来年度中に導入できるベースづくりを仕上げて、できるところから順次導入していってもらうと。45小学校ありますので、できるところから順次実施してもらうという形ができればと考えております。予算の方もあわせて考えていきたいと考えております。

石塚委員        放課後のそういう活動はすごくいいし、期待しているんですけども、どなたが責任を持って、安全ですとか管理部分はどういう形になるんでしょうか。

事務局         まさに、そここのところが仕組みづくりをしていかなければならないというところで、学校の先生方がお忙しい中、これ以上、先生方にご負担を求めるといのもなかなかできることではないので、「放課後子供教室」として実施しております放課後自習教室についても、その事業を担当してくださるサポーターさんをお願いしているという形ですので、何らかの形で人的な派遣が必要になってくるかと思っています。

石塚委員        お元気なりタイヤしたおばあちゃま、おじいちゃまの活躍の場がそこら辺にはありそうな気がするんですけども。

事務局         地域と連携してとか、地域と協働してという取り組みになれば、本当にいい形になるのかなど。実際、子どもいきいき広場では、そういう形で活動して下さっている地域の方々も少なくないと思いますので、そのあたりの人財、人の力を得ることができればいい

など思っています。

事務局 今、副議長からご指摘いただいたところが、一番頭の痛いところなんですね。基本的に平日、毎日のことなので、地域の方々をお願いしてそれを継続するというのは大変なことだと思うんです。かといって、東京のほうで総合プランとして実施しているような、きちっとした、例えばNPO法人だとかの運営主体に、この全児童対策の事業を委託してやるとなると、すごくコストがかかるんですね。それで、45小学校区ということになると、ちょっと耐えきれない。それで、今課長が申しましたように、放課後自習教室のように、ある種のコアのメンバーは確保するんだけど、地域の皆さんにもお手伝いをしていただくような形で組み合わせて体制をつくっていくというような形をとっていかないと、なかなか具体化が難しいのかなということ。そして、もともと地域社会が養ってきたある種の教育的な機能を、学校という場所で、放課後という場所で復権させる、復活させるような、そういう意味合いもあるかと思うので、地域の皆さんにどうすれば支えていただけることが可能になるのかというのも大きなテーマかなと思っています。

福田委員 我々大学のほうは、いろいろとボランティアの形で学生さんが小学校とかに行っている。そういうことがあるんですけども、枚方のほうではそういう実績はあるんですか。

事務局 はい。先ほどの放課後自習教室というものに張りついていただいている「やる気ングリーダー」という名称で、もと教員の方とか学生さんにご協力いただいている、そういう実績がございます。

事務局 土曜日等を実施している子どもいきいき広場の方にも、関西外国語大学の学生さんが英語教室をやったりとか、ご協力いただいています。

山本委員 大学によっては、ボランティア活動に単位を認めているところもある。

事務局 その一環と思いますが、関西外国語大学に小学校教諭養成のコースもでき、そういう形でかかわってくださっています。連携を図っていくことができれば、大学生の力を借りられるのかなと思っています。

加堂議長 どこまで大きさにするかというのは難しい面がありますけれど

も、確かに出たように、学校が放課後終わったらもうなくなったという状態になっているところを、もう一回もとに戻すような活動をするというか、設備の面について運用できるような措置が要りますね。もう1つの場合、プログラムの内容、実際には動く人、人材を集めるような部署をつくって、こういうようなやつをする場所をつくる。それが行政なので、それで各地域の人材発掘、地域外の学生とかいろんなボランティアの団体だとか、そうやってやっていると、1つのまちづくりができるわけです。そういう視点で大きく人を上げながら、できるところは管理をしてやってもらったら、随分いいものができると思いますよ。

服部委員

今、大学の先生のことをおっしゃいましたが、私はこちらのことはよくわからないんですけれども、野外活動なんかでも、大学の先生が言ってくださったら、動員という言葉がいいかわかりませんが、学生さん来てくれますよね。熱心にボランティアでやってくれるので、それなら呼ぼうかなという気がしますね。

山本委員

ゼミ活動でやるケースもありますよね。ゼミ単位で環境問題とか福祉だとか、そういったテーマで地域に入っていくケース。最近、大学がアクティブ・ラーニングということで、実践教育というのをやっていて、今言われたような地域、あるいは子どものサポートとか、そういったことでは、大学全体として、先生方たくさんいますけれども、仕組みやすいところだと思いますし、学生の志向もそちらを向いている気はしますよね。本読むのいやがりますから、当然。とにかく体を動かして、そこで考えるということなので、今の高等教育のあり方とも合致しているような気がしますね。

服部委員

先生が代わられると、ちょっと変わるときがあるんです。

山本委員

一応継承するんですけど。先行する、一生懸命する先生がいると、当然地域のかかわりが残りますから、タッチ交代を誰か引き受けるという形になりますから、多分大学としては、動きが出てくると、多分組織としてやれますね。

松浦委員

市として、放課後子ども総合プランを進めるについての体制について教えていただきたいんです。私は前回欠席していますので、もしかしたら説明あったかもしれないので重複するかもしれませんが、先ほどご説明あったとおり、放課後子ども総合プランというのは、厚生労働省と文部科学省とがタッグを組んで進めるプランと認識しているんですが、こちらは教育委員会としての取り組み



ですから、教育委員会としてどうするのかという前提で話されていることはわかるんですね。そのときに、さっきの兄弟姉妹がいるかどうかということに多少かかわってくるのかもしれませんが、学校という枠で、そして放課後という枠で考えると、教育委員会ですから当然そうなんですけれども、幼稚園ではなくて保育所、厚生労働省の所管の部分のそういう子どもたちを抱えている家庭と、教育委員会の関係というか、どういう関係で教育委員会として取り組むのか。つまり、厚生労働省が抱えている枠組みと教育委員会とはどういう形で連携がとれるのか。そこところがちょっとよくわからないので、そこを説明いただきたいなと思います。

事務局

ありがとうございます。まず厚生労働省の所管でいいますと、児童保育、留守家庭児童会ですね。これは厚生労働省の所管で福祉事業なんです。昨年度まで子ども青少年部という市長部局の所管だったんですけれども、やはりこの総合プランの関係、あるいは放課後対策の一元化という観点でいうと、教育委員会が一体的にやったほうがいいだろうということで、事務委任という形で、教育委員会の事務になって、今年度から放課後子ども課ということで、留守家庭児童会室事業に関しては教育委員会の中で一体的に扱う、そういう体制になっております。ただ、就学前、幼稚園は微妙な話なんです。認定こども園とか保育所ということになると、これは完全に縦筋でいうと厚生労働省で市長部局の所管になります。ただ、放課後の子どもの対策というところでは、就学前の子どものことと就学後の子どものことは、家庭においては結構しっかり区分ができるんです。というのは、保育事業というのは、預かり時間が長いんです。延長保育もありますし、お迎えに行き連れて帰るといったことなので、7時だとか8時だとか、延長保育がありますので、結構預けていただく時間が長いので、案外そこは各ご家庭でクリアしやすいんですね。ところが、小学校に上がってしまった途端に、保育所時代のような預かり時間がないだとか、産期休業の問題だとかを含めていろいろな問題が出てくるので、今一般的には小一の壁というような言われ方をしているんですけれども、小学校に就学した途端に態勢がしんどくなると。こういうような状態になっています。

ですから、この問題を取り扱う体制としては、就学後の子どもたち、特に低学年なんですけれども、その子どもたちに対して、福祉的なアプローチと全児童対策という社会教育的なアプローチをどう組み合わせるのか。そのときは、私ども社会教育部の中に放課後子ども課という留守家庭児童会室事業をやっている部署と、例えばスポーツ振興課ということで、スポーツ的な事業をやるんだ

ったら、そこが関わるとか、そこに何か図書館の関わり、例えば本の読み聞かせだとかいうような話を入れていくんだったら、図書館があるというような形で、そこを全体的にコントロールしながら体制をつくっていくというような推進体制なのかなと考えているところです。ある意味オール社会教育部、オール教育委員会的な形で、地域の方々のご協力も得ながら人材確保して、大切をつくっていくということになるのかなと考えています。

松浦委員            基本的には教育委員会の主導というか、そういう形になっている。ただ、具体的な厚生労働省にかかわるような何か、それは全部市長部局になるんですか。

事務局              学童の分は私どもが担当になります。事務委任をして、その事務全体に関する権限を受けているので。

松浦委員            ちょっと気になったのは、つまりそもそもこの放課後子ども総合プランというものの成立が、私の誤解なのかもしれませんが、どちらかというと厚生労働省主導で進んでいって、文部科学省が後からついていったような印象があるものですから、国が進めている女性の力を社会に生かしていくということで、女性の力をそぐというか、多少妨害的になっているところをなくしたいという発想から生まれてきて、そこに文部科学省が引きずられているような印象が私にはあるんです。ですから、そういうことだと、逆に力関係が気になるものですから、教育委員会が主体となって進めていくのであればいいかなと。勝手な印象ですけども。

事務局              ありがとうございます。実はこの総合プランの原形になるような話が最初に浮上しているのは、子育て支援策の以前に浮上している時期があるんです。それは、ある程度繰り返し出てくるんですけども、放課後に子どもが殺人事件に巻き込まれて亡くなったとか、そういうことが過去に起こるたびに、放課後の子どもの安全対策をやらないといけないという話がぐっと盛り上がって、文部科学省が乗り出さざるを得ないというような時期が何度かあったんですね。それとは別に、子どもさんの預かり事業が厚生労働省のほうで進められていて、昔は全然法的に位置づけのない形でその事業が進んでいたんですけども、きちっと社会福祉事業に位置づけられた事業になって、厚生労働省が本格的に取り組み始めたのは、子育て対策の支援の全般的な法改正が整備されたときなんですね。その2つの流れがこの総合プランで合体したという、どちらかといえばそういう経過だったと認識しております。

松浦委員        私の思い過ごしであればいいのですが、できるだけ教育委員会の自主性が発揮できるような形で進めていただければと思います。

加堂議長        ほかどうでしょうか。森本委員。

森本委員        このアンケートに対する回答の印象なんですが、比較的健やかに育てていただいているご家庭の印象があるんです。90.5%以外の回答に出ていないご家庭は、そもそも学校自体に來られていない子どもたちじゃないかと勝手に想像しているんですが、学校の時間に来ていない子どもたちでも、放課後にこういうプログラムがあるんだよと、来やすいような、これから取り組みをどうされていくのというのと、市役所のほうでやっておられる貧困家庭向けのこども食堂がありますね。そこに行ったことがありますかというのを、次のときに、もしアンケートの機会があれば入れていただけたらなというのがあります。学校自体に來にくいご家庭向けのプログラムのものを、平成30年度に向けて考えておられたら教えていただきたいなと思うんですが。

事務局        平成30年度に向けて、その部分についての対策というのは特に考えておりませんが、全児童対象という形をとりますので、結果的にそういう子どもさんも來られるようなものになっていければと思っています。こども食堂のような事業をやっている延長線上に、子どもの貧困対策の中で、そういう各種支援であるとか、居場所づくりであるとか、そういうところとも連携しながらやっていきたいと思っています。

      どの形でどのタイミングで結果を出せるかというのは、まだちょっと把握していないんですが、今年度、大阪府が実施した子どもの生活実態調査、こちらに枚方市も入っております。子どもの貧困を考えていく施策につなげるような形での調査も実施しておられて、多分3月か4月ぐらいにご報告する形になろうかと思っていますので、そちらの方も、またご参考いただければと思います。

事務局        合わせて、またこれは違う計画、前回報告させていただいたスポーツ推進計画をつくるときに、スポーツ推進審議会の中でご議論になった経過なんですけれども、非常に経済格差が拡大して、さまざまな、家庭に居場所がないようなしんどい子どもたちが出てきている。その中で、何らかの居場所づくりの中で、例えばスポーツを通じた居場所づくりが子どもたちに対して提供できないのかという視点でのご議論がございました。

それで、私どもとしては、先ほど委員のほうからあったように、学校に来れないけれども、例えば何か学校でスポーツの教室のようなものをやっていて、そこだったら行ってもいいかなみたいな形で、子どもたちが来れるような、そういう効果も期待できれば期待したいと思いますし、そういう視点で制度を考えていくということが非常に重要なのかなとは思っております。そのときにも、こういう課の施策の中で、逆にスポーツの部分を活用させていただく、あるいは機会提供していくということで、2つの取り組みが交わるといようなところになるのかなと思います。この放課後という場面は、そういうことも考えられると思います。

川添委員

放課後プログラムについてあまり存じ上げなかったんですけれども、こういったプログラムをするにあたって、主体の問題、誰がやるのかというところ、今のところ私はわからないんですけれども、誰がやるのかという部分に関して、仕組みというか、それを受け入れるとか、窓口になるようなものというのがあるのかどうかというのが質問なんですけれども。

私は青年会議所というところから来させていただいて、青年会議所のほうは行政さんと毎年お話しさせていただいて、3年前だったら、全小学校でありがとうの絵本事業というのをさせていただいたりだとか、今年も職業教育に関して、多分行政さんとお話しさせていただいていると思うんですが、それはそういった土台があるからお話しできると思うんですけど、そうでなくて、地元で何か得意なことを持っていらっしゃる、陸上競技なのか、バドミントンなのか、ここで書かれているような職業的なものなのかわからないんですが、そういった方が、例えば放課後、あるいは土日に学校とかかわって何かをするということになると、そういった方の窓口、人材バンク的なイメージですかね、そういったものがあるのかどうか。ビジネスだと、この上にもありますけど、起業したいという方だとか、あるいはビジネスマッチングをしたいという方が、例えば30代で起業するときに、60代で退職した元商社の方を紹介してもらったりというような仕組みがある程度あって、そこで市内の人材のマッチングというのがあるかとは思いますが、学校というのは、私の印象ではかなりバリアが高くて、そうそうその中には入れないなという印象があったりとか、逆にそういう窓口というのを知らないだけなのか、そのあたり疑問だったので、今後こういう制度設計をしていく中で、市民が、仮に65歳、70歳の方が自分のこういったところを生かしたいと、学校にアクセスしたいというところに、窓口や組織みたいなものがあるのかどうかというのはいかがでしょうか。

事務局 一言でいえば、そこをどうつくるかというのが、制度設計の一番の肝になるかと思えます。今まで学校が地域人材を活用して何かをやられるときには、校長先生とか管理職が地域の方と相談して集めるというのが精いっぱいというところだったんですけれども、こういう事業を学校にお任せするわけにはいきません。そういういろんな人材の確保とコーディネート、誰がどういう仕組みの中でやるのかというのが一番のポイントで、そこにどれだけのコストがかけられるのかという問題も合わせて、理念とか方向性は見えているんですけども、誰がどうやってやるのという話になったときに、結構難しい話があるので、そこはまたほんとうに制度設計をしていくときに、幅広くいろんな方の意見を聞きながら進めないといけない政策課題だなと思っています。

加堂議長 これは非常に内容のある案件となっております、例えばいろんな問題と考えられるような形で、一人でテレビ・ビデオを見るとか、子どもだけでいるとかいうことは、意外とまだ低い。でもだんだん増えていることはよくわかりますね。

学校施設は、学校の開放とかいう形でかなり具体的な要望が出てきていることは事実ですね。だから、まだ大きな問題は起こっていないけれども、非常に大事な課題ですので、ぜひいろんな問題を出して、いい報告を期待しまして、この議論は終わりたいと思います。

それでは、続きまして案件2、香里ヶ丘図書館の建替え基本計画(案)について、説明をお願いいたします。

事務局 これは資料3、資料4、資料5でご説明をさせていただきたいと思えます。

まず資料3をご覧ください。「香里ヶ丘図書館建替え基本計画(素案)についての市民アンケート等の実施結果について」でございます。四角囲みのところでございますが、平成28年12月1日から12月20日を意見募集期間としております。次に、意見の提出方法ですけれども、ホームページへの入力による提出、書面による提出、書面による提出につきましては市内23カ所に意見回収箱を設置しまして、ファクス、郵送でも受け付けをしております。意見提出者数としましては、46人の方からご意見をいただきました。意見数でございますが、市民アンケートとしましては117件いただきまして、市長への提言や12月9日、10日に説明会をさせていただいた中での意見も含めると、201件のご意見をいただいております。

資料3のつくりでございますけれども、基本計画(素案)のコンセプト①～⑤の構成で意見をまとめさせていただいております。

まず、1 ページ目、コンセプト①南部地域における拠点図書館というところにつきまして、意見を 46 件いただいております。これが 4 ページまで続きます。次に、コンセプト②気軽に立ち寄り、ゆったりと過ごせる滞在型図書館につきましては、23 件のご意見をいただいております。次に、5 ページになりますが、コンセプト③子育て・若者世代の役に立つ課題解決型図書館につきましては、19 件のご意見をいただいております、これが 7 ページの途中まで続きます。7 ページには、コンセプト④緑の公園や周辺地域と一体感があり地域の魅力向上に寄与する図書館、こちらには 12 件のご意見をいただいております。これが 8 ページの途中まで続く形です。8 ページの下のところですが、コンセプト⑤としまして、民間ノウハウを活用した魅力的で効果的・効率的な図書館、本コンセプトにつきましては 38 件のご意見をいただいております。こちらが 12 ページまで続いております。

その他のご意見としまして、施設・敷地に付与する機能というところで、10 件のご意見をいただきまして、13 ページには、その他のご意見としまして 53 件のご意見をいただいております。これが 16 ページまで続く形となっております。

これらのご意見を踏まえまして、資料 4 となりますけれども、「香里ヶ丘図書館建替え基本計画（素案）と（案）の対照表」でございます。案の 8 ページ、第 1 章、香里ヶ丘図書館の現状と課題のところ、④民間ノウハウを活用した魅力的かつ効果的・効率的な運営のところ、四角囲みのところですが、「さらに環境にも配慮した施設であることが求められます」というところの「さらに」のところを「隣接する公園や周辺地域と一体感があることや」ということで、公園や周辺地域と一体感があることをここに入れさせていただきます。

続きまして、その下の段ですが、b. 室内空間の活用及び図書館運営における民間ノウハウの活用ということで、上の段の文章が、指定管理者が内部の空間の設計もするのではないかなというように誤解を招くような並びになっておりましたので、その前段と後段を逆にするという形で整理をさせていただきました。

次に、2 ページをご覧くださいませでしょうか。案の 10 ページになるんですが、第 2 章、香里ヶ丘図書館の建替えと今後のサービス提供に係る基本的な考え方というところで、素案の中では、（2）新たな香里ヶ丘図書館の蔵書規模とあります。この「蔵書規模」という言葉が、収蔵能力と混同するところがありますので、矢印の下ですが、新たな香里ヶ丘図書館の収蔵能力という言葉に統一させていただきます。あと、またこの括弧の中にございますが、「うち開架」「うち閉架」と書いているところがある

と思うんですが、この新香里ヶ丘図書館、うち開架が5万冊、うち閉架が5万冊というところを、矢印の下になります。うち開架を6万冊、うち閉架を4万冊ということで、開架の冊数を増やすということで修正させていただいております。

それから、その下の案11ページとなります。コンセプト①南部地域における拠点図書館のところですが、こちらの言葉につきましても、蔵書規模から、次3ページに移っていただきまして、収蔵能力ということで、収蔵能力に言葉を統一させていただいております。

次、案12ページとなりますけれども、3ページでございます。コンセプト④緑の公園や周辺施設と一体感があり、地域の魅力向上に寄与する図書館のところ、市民からのご意見もありまして、矢印の下のますの一番下のところ「近隣商業施設との連携事業」ということを追加させていただいております。

次に、4ページに移っていただけますでしょうか。コンセプト⑤民間ノウハウを活用した魅力的で効果的・効率的な図書館ということで、一番最初にご説明させていただきましたところで、全部逆にさせていただいた部分がありますので、それに合わせる形で、ますの中の「サービス」のところを「指定管理者による効果的・効率的な運営」というものと「民間ノウハウを活用した図書館空間の提供」というのを逆転させる形で定義をさせていただきました。

こちらのそれぞれの修正箇所につきましては、次の資料5の「香里ヶ丘図書館建替え基本計画（案）」の中に盛り込ませていただいております。

説明は以上になります。

加堂議長            ありがとうございます。では、今の説明につきまして何かあります。ご質問、ご意見ないでしょうか。

服部委員            意見が多くあるのでちょっと読むのに疲れるんですけど、方針として、例えば9ページのところに書いてあるんですけど、指定管理についていろいろと意見が出ていたような気がしたんですけど、印象としては、もちろん書いていますように、要するに方針とか今まで策定した計画とかいうので、その辺はわかるんですけど、これだけ意見が出てきて、何か考えられたことはあるんですか。

事務局              民間ノウハウを活用しながら魅力的で効率的な運営をしていくという観点からしまして、指定管理者制度の導入が有効であると考えておりますので、この部分についてはそのままの文章のままで案としてまとめさせていただきました。

事務局

合わせてでございますが、香里ヶ丘図書館の建替え基本計画につきましては、建設のための設計作業に入る前に、基本的な定めておくべきことを定めるということで、管理運営に関する指定管理者制度の導入に関しては、基本計画では、この図書館に関しても指定管理が有効であるというレベルの確認になっております。ただ、議会での質疑を含めて、教育委員会としての考え方をこれまでご説明させていただいておりますが、議会とも、PPPと言われるプライベート・パブリック・パートナーシップという概念がございますが、この概念に基づく民間活力の導入を進めていけというご意見も強うございまして、基本的に私どもとしては香里ヶ丘図書館に関しても、その考え方のもとに、指定管理者制度の導入を進めていく考えだということを、この香里ヶ丘図書館建替え基本計画の策定に当たって、考え方を大きく決めさせていただいたということで、それを変更する考え方はございません。

山本委員

単純なところから。私も若いころに土木建設コンサルタントをやりました、「導線」という言葉が使われているんですけど、多分このような場合には、「導」ではなく動くほうの「動線」を使うほうが用語としてはポピュラーだと思ったので違和感を覚えた。ただ、「導線」も使わないわけではない。使わないわけではないけれども、都市計画だとかまちづくりだとか何かやる場合、データとしてどうだというときには、建築学とか都市計画で使うんですけども、こういうときには多分「動線」を使うほうが用語としては自然だと思いました。

あと、服部先生のほうから言われた指定管理ということですが、これなども経緯があって、一応方向として出されていて、議会でも議決をされていることですから、その枠内で考えていくということではいかざるを得ないんだろうと思うんですが、世界で指定管理をやっているというのは、全部丸投げをしているというのは、基本的には日本だけ。公共図書館ですね。ただ、経緯からすると、基本的には安く上げたいということに尽きるわけですけども、では民間はすぐれたノウハウがないかというところではなくて、もともと目録の作成とかいったスケールメリットがあって、国立国会図書館もそうですけれども、国立国会図書館の目録つくれないんですよ、技術もノウハウもなくて。アメリカの議会図書館のように、RDAといますけれども、新しい目録の仕組み、インターネットもにらんでやっているようなところとやる場合には、アメリカ国内にそこそこの図書館には目録の作成業務ができるカタログがたくさんそろっているんですけども、日本の場合、残念ながらそうではなくな



っている。今だったらトーハンとかTRCとか何かがやっているところ、日本の公共図書館から、大学図書館もそうですけれども、目録というのはほとんどコピー化が多い。そのほうが実際には効率がいいし採算がとれる。だから、今の状況は決して個人的には肯定はしませんけれども、民間がやったほうが一定程度効率的だということはないわけだろうと。

問題は、指定管理を進めていくという方針を堅持するとして、開館時間も長くなった、あるいは愛想がよくなったとか、ささやかなところ、何かイベントをやるときに、多分行政だったら、稟議の仕組みを使って長い時間がかかるにもかかわらず、民間企業が考えていとも簡単に短期間のうちに実施に移せたというところのメリットはあると思う。しかし、少なくとも枚方市で、多分これから検討されるでしょうけれども、新たな、2館やっている中でさらに指定管理に移行といったときに、指定管理で民間業者を使って安く上げてなおかつうまくやりたいというときには、民間のノウハウというものが、少なくとも開館時間の延長とか、愛想がよくなったというようなどころというのは、結局人件費の問題だけでいけるわけですから、人をたくさん長くおけば長くなるわけですから、そうではなくて、枚方市の図書館が直営の図書館ではやりにくいと思われるところを、ぜひ提案して上がってくるような仕組みでやってほしい。

図書館の業界でも、服部先生が言われたように、指定管理をやるということは決して褒められた話ではないので、いろいろある中で、けどそれなりに合理性があるかもしれないということ動いている仕組みなので、少なくとも天下の枚方市がこれをやるというのは、民間に任せるメリットというものに上手に着目してもらおうとか考えてもらうことをやらないと、オールジャパンの図書館行政の中では、ちょっとしんどくなるのが考えられないわけではないというように思うんですね。これから慎重に進めていただければ幸いです。以上です。

加堂議長            次の案件にもかかわることですけれども。

事務局            まず用語の「導線」と「動線」なんですが、これは以前、私も調べさせていただいたこともあるんですが、一言でいうと、業界によって言葉が、使われ方が、標準が違うので、再度どちらが適切かというのは調べさせていただきたいと思います。

それから、指定管理なんですけれども、これはグランドビジョンの作成の際にもご説明させていただいたように、もちろん私どもはコスト削減だけを目的にしているわけではございません。公共図書館、特に分館運営のレベルだけではなくて、中央館あるいは学校図

書館も含めて、枚方市の図書館行政といわれる総体の部分に対する人材だとか財源の配分の問題を含めて考えているというところで、隣接サービスのところの最適化、充実ということを含めて、もちろん考えたいということと、先生からご指摘があったように、民間事業者としての図書館運営におけるところのコアなというか、独自の提案等をどう引き出せるのかというようなことについても、引き続きまた研究、検討していきたいなと思っております。

山本委員

1つは、業者を入れたときにキメラ状の組織にならないようにしなくてはいけなくて、司令塔という言葉が使われていますが、中央館が一定のビジョンを描きながら、全体としての枚方市の図書館行政を進めていくと。その中に、うまくはまり込むような、有機的に動けるような仕組みをそこに考えておかないとうまくないんだろうと思いますし、以前、指揮命令系統がどうかというような議論があったというのはご承知のとおりだと思うんですけども、民間に入ってもらえることによって、うまくなる部分とマイナスになる部分があって、コミュニケーションその他、一定の事業をやるときに、機動的にチームを組んでいけるかという話ですけども、そういったところにまで踏み込んで議論してほしいということと、今日、少しおくれて来たのは、少し気になって駅前のTSUTAYAを見てきたんですけども、少なくとも枚方の図書館、公共図書館の行政をやるときに、市民にとってTSUTAYAよりも大きな存在に見えないと意味がないと思っています。

だから、全国的にTSUTAYAはいろんな意味で取り上げられますけれども、このまちのいいところは、枚方市駅の真ん前にTSUTAYAが入っているということですね。TSUTAYAと差別化できるような、市民に身近なというか、有益な図書館サービスができれば、どんな形態をとっても大成功なんだと個人的には思いません。余計な話でした。

松浦委員

指定管理者制度については、これまでもずっとこの場で何度も検討していると思うんですが、行政が一度歩み出すとなかなか戻ることが難しいというシステムになっている。これは私も前の職場で実感していることなので、自治体が指定管理者制度を導入し、それが既定路線となってしまっているように見えることがあります。図書館がほんとうに指定管理者制度を導入することが有効なのかどうかというのは、私は一概には言えなくて、指定管理者制度の理念そのものは、基本的に私はいいんだと思うんですね。やはり効率化を進めることは大事ですので。

ただ、いつも気になるのは、質を維持して継続できるのかという

ことが一番問題になってくるわけですね。指定管理者制度は必ず指定管理者が一定の期間の中で変わりますので、変わっているという前提のもとで、果たして継続性が維持できるのかどうか。そこが一番気になるところなんですね。質の高いサービスをずっと継続させていくということが、基本的には難しい制度に最初からなっているわけなので、この点はどうしても気になるところなんです。ただ、最終的には議会で決定されなければいけないことになっているはずで、そういう方向性が出るのであれば、それは市民の代表者が決定することですから、私はそれに従うべきだと思うのですが、やはりどこかでこれは問題の制度であるということがわかれば、そこで見直さなければいけなくて、指定管理者制度の導入のときには、見直しのところがあまり議論されないままに進むという傾向があるような気がするんですね。

ですから、サービスの向上と質の維持、あるいは効率化なりがしっかりとできるのであれば、当然それを検証すべきですし、検証の結果、やはり問題点があるということがもしはっきりすれば、そこで勇気を持ってもとに戻るとも視野に入れながら進めていただきたいと思います。

やはり、指定管理者制度の導入に関しては全国的にもさまざまな考え方があって、積極的に進める人たちもいれば、やはり問題であるはっきり言う人たちもいますし、最近の総務省の見解などを見ると否定的な見解にむしろ読めるんじゃないかと私は思いますので、常に検証してもとに戻るとも考慮しながら、効率的な運営を進めていただきたいと思います。希望の話になってしまいましたけれども。

山本委員

松浦先生のあとを引き継いで言うと、中路部長は多分十分にご承知だと思うんですけど、一旦指定管理制度に移行実施しながら、直営に戻したというところも少なからずあって、だから今後進めるに当たっては、そういう先例を踏まえた上で、指定管理のいいところというものを十分に引き出せるような形でやっていかない限りは、松浦先生の言われるような、立ちどまって考えようということになりかねないということですから、少なからず指定管理に突き進んで直営に戻したところは、どういう問題点があって直営に戻してしまったのかということは検討されて、今回この香里ヶ丘を含めて、指定管理者制度を実施するときには、そういったことを踏まえて、そういった轍を踏まないように、ぜひ考えてほしい、検討してほしいと思います。希望であります。

事務局

どうもありがとうございます。私どもが図書館運営、特に分館運

営になりますけれども、ここに指定管理者制度を導入する際に考えておりますことは、まず基本的に図書館全体におけるところの、特に公的な観点で行うべき運営、内容、質を確保するために、幾らパートナーシップといえども、私ども主体といいますか、そういう図書館行政に根差したものがなくて指定管理に出してしまうと、これはやはり基本的にはコントロールができないと考えております。そこで、基本的に私どもの図書館システムが中央図書館を中心として、本も人も含めて、あるいはいろんなことを、ネットワークで全体として回している仕組みなので、基本的にはあくまでも指定管理の導入に関しては、分館レベルの生活に身近な場所における図書館サービスの提供という分野に限って入れるという考え方で、中央図書館によるところの司令塔という表現をしておりますけれども、基本的にコントロールというものを残しております。かといってその中で、箸の上げ下げまで指揮命令するという話では当然ございませんので、山本先生からご指摘があったように、図書館の事業者の創意工夫なりを活かしながら、きちんとしたコミュニケーションの中でどううまく運用していくのかという仕組みの構築に全力を尽くしていきたいと考えているところです。

それからもう1つ、今スタートする時点で失敗したときのことを考えてどうするんだというのは、なかなか言いづらい話なんですけれども、私どもは、他の例でいえば、指定管理から直営に戻っているところを詳細に見ますと、自治体合併で指定管理になっているけれども、合併後ももとのところが直営でやっているところもあって直営に戻したとか、個々の事情が結構ばらばらで、市場型の指定管理者の失敗によって直営に戻ったということがそんなに多いわけではないんですね。ただ、いろんな出し方の問題も含めて、そこに何らかの問題があったから運営形態が変わっているわけなので、そこについては、また十分踏まえて制度設計をしていきたいなと思っております。

いずれにしても、私どもはモニタリングと呼んでおりますけれども、指定管理者制度の肝は、契約型で実績で評価検証して、改善すべきところを改善しながら運営をしていくというコントロールに一番の肝があるわけなので、そういった仕組み、取り組みをしっかりとやっていきたいと思っております。もちろん、逆に言えば、指定管理運営が破綻してもとに戻るのではなくて、あくまでも指定管理者制度を適切に運営していく中で、事業者さんも、我々がとり得る成果を、しっかりしたものがとれる形で継続していくのが一番いいわけなので、それを目指して取り組みを進めてまいりたいと考えています。

福田委員

この問題に関しては、僕自身は、市というのは我々の図書館をどうやって引っ張るかという理想を掲げ、リーダーの役割を果たす立場にある。他方、指定管理はその理想を受けてマネジメントする立場にある。市はリーダーであり、今後図書館をどう引っ張っていくかというビジョンを示す立場にあるので優位であることは間違いない。このような立場にあるので、市はマネジメントがうまくいっているかを判断する基準、市民がどのような印象を持っているか、使いやすくなったかを踏まえてマネジメントの良し悪しを判断する立場にあることを堅持してほしいと思います。あとは、現場で人をうまく使えるかどうかという問題です。市とパートナーシップをもつ人たちの間にどれだけの相互理解が、また、どれだけの目標認識がもてるか。一番大事なのは、市はリーダーの立場にあり、指定管理はマネジメントする立場にあるという理解です。この二つをしっかりと意識してほしいと思っています。

山本委員

福田先生が言われたとおりだと思うんですね。実は枚方の図書館行政は、いろんな見方はあると思うんだけど、中央館はとにかく、司令塔という言葉を使っていますけれども、図書館の専門的な知識、スキルを持ちながらやっていくんですよということは変えられていないんだろうと。変な事例を言いますと、大学で最初に丸投げをしたところですけど、これは実は言い方は同じなんです。企画とかコントロールということを持てればいいと。多くは大学の事務職員の異動でやりますから、図書館の専門性は消えていくんですよ。もう1つおもしろい話をすると、大学図書館業務丸投げで、そこでは図書館の課長を某書籍小売業の営業所長が兼ねている。そうすると、どういう図書館のコレクション形成とサービスになるかということは、火を見るより明らか。館長だけが、えらい大先生が座っていると。こういう形になるとまずうまくないと。市民に見放されると思うんですけども。そうではなくて、中路部長の言葉をかりれば、図書館全体のビジョンの中で上手に定型的な業務を効率よく、民間を使ってやりたいという方向で、今言われているので、多分枚方市の図書館行政の中で、図書館の業務の専門性だとかスキル、実際ベースになるところ、目録規則も変わりましたし、分類も変わりましたし、激動の時代ですよ。ネットが使えないと話になりませんし。そういうことからすると、福田先生が言われたポイントだけは十分に認識しながらぜひ進めてほしいという話、現在進められているように、そこだけはしっかり守ってほしいと思います。以上です。

松浦委員

指定管理者制度というのは、やはり非常に危うい制度であると私

は認識しているんですね。先ほど、例えば中央館は司令塔であるので、そこでしっかりしているからほかの館をコントロールできるという、そういう基本的な立場で話が進んでいると思うんですけども、制度としては、さっきもちょっとお話ししましたがけれども、継続性に問題があると私は認識しています。これが制度の最も根本的な、致命的な欠陥だと私は思っているのですが、それでもある一定の質なり効率化がもし図れるのであれば、何とかそういうことで可能性がまだあるのかなと。ただ、ある意味では諸刃の剣のような、そういう制度だと考えています。

特に、司令塔である中央館がちゃんとしていれはうまく回っていくという発想に違和感を覚えるのは、インターネット社会になって、いろんなところで、いろんな地域から情報が飛び交うようになりましたけれども、インターネット社会がなぜうまくいっているのかというと、それは中央がないからなわけで、中央がないからインターネットはうまく進むわけですね。あえて中央というのを置いてしまうと、逆に硬直化して情報がうまく飛ばなくなってしまう。司令塔をちゃんとしていれはいいというのは、ある種の誤解だと私は思っているんです。

むしろ、中枢があって末端があるという考え方からすれば、中枢が末端を支配するのではなくて、末端が中枢を変えていくんですね、本来。脳と末端の関係を考えてもそうですけれども、中枢がちゃんとしていれは全てうまくいくという発想は非常に危険だと私は思っているので、中央館を残して、あとは段階的に民間の活用ということで指定管理制度を導入するのであれば、その危険性を常に意識して進めていただきたいと思うわけです。

特に、新しい試みを進めるわけですから、最初に失敗することを前提にしては云々という話がありましたけれども、こういう危うい制度であるがゆえに、逆に失敗なり修正なり常にできることを意識しながら進めるべきだと思うんですね。法律をつくるときには、法律をつくって終わりではなくて、必ず修正できるような条項を必ず設けます。つまり、それがうまくいかなかったことを常に意識しながら進めなければいけないのであって、この指定管理者制度も導入するのであれば、問題があったときに常に修正できる形を残しておく、常に意識する。これが制度を進める上で絶対必須の条件だと私は思いますので、その点を意識して進めていただきたいなと希望します。

福田委員

今の中央と末端という話を僕はしたわけではなくて、少なくともリーダーになっているのは市である。その場合には、例えばコンセプトとして拠点となるような図書館であるとか、あるいはゆったり

と過ごせるような図書館であるとか、あるいは課題解決型の図書館であるとか、そういった理念ではないけれども、目標を掲げる。この目標を掲げるのがリーダーであると言っているわけで、南部の図書館においても中央図書館においても全く同じで、これは共有できる。この共有があるからこそ、どんな指定管理がきたとしても、それに関してよい、悪いの判断ができる。この判断の基準を行うのは我々だという意識を持っていただきたい。だから、単純に末端とか中央という区別をしていない点をご理解ください。

事務局

ありがとうございます。非常に貴重なご意見をいただきまして、そのあたりも踏まえて、ぜひ今後の取り組みも進めてまいりたいと思います。福田先生のほうから継続性というご指摘があったんですけども、私どもがもう1つの切り口で考えないといけないのは、先ほどの話と関連するんですが、絶えず実態なり取り組みの現状を評価、検証して、改善すべきは改善するというそのサイクルをきちんと回す、マネジメントする、コントロールしていくということだと思っうんですね。逆にいえば、直営というの是最も継続性の高いシステムであったにもかかわらず、そこがなかなかうまく回らなかったという反省もございます。PPPなり、ニュー・パブリック・マネジメントと言われるこの手法は、そこの部分に関しては、継続性を前提にしていらないがゆえに、そこの評価をシビアにやる。評価、検証をしっかりやって次に進んでいくんだというところが組み込まれた仕組みであるというところを、大きな特徴として持っているので、そこは十分、特に活用しながら、修正を重ねながら、制度運営にあたっていきたいと思っています。

加堂議長

よろしいでしょうか。それでは、大分ご意見も出ましたので、この案件はこれぐらいにしておきます。

それでは、続きまして案件3、既に議論が出ておりますけれども、生涯学習施設と図書館の6複合施設への指定管理者制度の導入について、事務局から説明お願いいたします。

事務局

それでは、資料6を使って説明させていただきます。「指定管理者制度導入状況並びに今後の方向性(案)について」。

1、指定管理者制度導入状況、(1)図書館の利用状況。

蹉跎図書館と牧野図書館への指定管理者制度導入とあわせて、従来毎週月曜日と第三木曜日に休館していたところを第四月曜日(従来からの生涯学習市民センターの休所日)を除き全曜日開館するとともに、開館時刻を午前9時半から9時に繰り上げ、月曜から土曜の閉館時刻を午後9時まで(従来は月～金曜日午後7時まで、土曜

日午後5時まで)に繰り下げ、年総開館時間数を従来の約1.5倍に拡大いたしました。

表ですけれども、4月から8月までと10月から12月までの去年度と本年度を比較いたしました。9月は今年でコンピューターシステムの入れかえということがありまして、20年間使ってきたシステムを更新すると、非常に使いやすいシステムだったんですけれども、もうそのバージョンが上がらなくなって、やむを得ずシステムを入れかえるということを選択いたしました。それで、休館前後、どうしても残念ながら利用が減るという事態に直面いたしました。

その結果ですけれども、利用者数でいきますと、17時以降、平成27年度と平成28年度を蹉跎・牧野それぞれ比較しましたら、開館時間がそのように延びていますので、当然といえば当然なんですけれども、53.2%、56.5%増えております。

全ての時間帯、要するに単純に全体の平均、全体の合計を比較してみましたところ、9月を除いた分、平成27年度と平成28年度を比較しまして、蹉跎で2.6%増、牧野で3.7%増という結果になっております。

(2) 図書館と生涯学習市民センターとの連携事業の実施。 指定管理者自主連携事業としまして、センター1階エントランス、図書館の入口を活用した「平和を考える展示」が7月から8月にかけて1カ月行われました。「禁野火薬庫の大爆発」「広島・長崎の原爆」のパネル約30枚、人権政策室から借用しまして展示したり、加えて折り鶴を利用者に折っていただいて、千羽鶴ができて広島に届けました。人形劇は、普通は人形劇をエントランスでやるということは考えられなかったんですけれども、年に2回、3階のホールでやっておったんですけれども、それを地元の牧野ミュージックロードという毎年のように民間さん、皆さん協力して地元で行われているイベントに合わせて、1階のエントランスで開催され、非常ににぎやかで好評だったと。従来はにぎやかさという部分も図書館にとっては迷惑だったということで、ここではしなかったんですけれども、今回は図書館の利用者のご理解を得て、1階で、図書館の横で、非常に騒然としていたらしいんですけれども、にぎやかに開催されて、特にお客さんからもクレームはなかったということです。にぎわいのある図書館が実現したようなところでございます。

それから、図書館と生涯学習市民センター合同で「蹉跎だより」「牧野だより」というものを発行していると。ご覧のように連携が進んでおります。

2ページです。(3) 利用者アンケートですけれども、図書館貸出業務等並びに生涯学習市民センターの利用許可等を一体的に行う総合窓口について、受付と対応に関する利用者評価を把握するた



め、アンケート調査を5月と10月に実施しました。

総合窓口の受付について、第2回のアンケートで「支障はない」「あまり支障はない」と回答した利用者は、5月は58%だったのが81%になっています。一方、支障があるという回答では13%となっています。

その対応の満足度を図ったものですが、「満足」「概ね満足」と回答した利用者は第2回合計で87%、「不満」「やや不満」という人は6%です。

(4) その他図書館における指定管理者による取り組みということで、借りた本を20冊まで記録できる読書シートを館内と地元小学校で配付し、図書館利用の促進につなげました。

閲覧室への書籍消毒機の設置、ハッピークリーンという機械ですが、あるいは図書館出入り口へのデジタルサイネージの設置、それから地域歴史講座(牧野)、仏像連続講座、蹉跎で5回開催した後、次は牧野で5回、全部で10回やると。そういう連続講座です。この連続講座に当たりましては、図書館の本を参考資料とすることで、展示し、貸し出しにつなげたということで、センターのほうの事業だけでも、そこに図書館が出向いて資料提供するという形で、これは非常に喜ばれました。

(5) 参考ということで、生涯学習市民センターのサービスの拡大について少し触れておきますと、生涯学習市民センターロビーでのインターネット無線接続サービス(無線LAN)の提供、これは直営のほうではまだこういう取り組みは行っておりません。生涯学習市民センター2階事務所で、施設利用に係る宅配便の事前受け取り及び発行代行サービスを提供しております。

2、今後の方向性ということで、案ということですが、先ほどからすでに話が出ていますけれども、(1)基本方針としましては、複数施設間での連携事業の確認、検証を行うため先行導入した2館(蹉跎・牧野)における運用の検証を行った上で、複合施設全6館、蹉跎、牧野、楠葉、津田、御殿山、菅原の管理運営について、民間ノウハウを活用しながら、市民サービス向上と効率的・効果的に管理運営を図るため、指定管理者制度を導入します。

(2) 導入に当たっての考え方ということで2点、①均質で高品質な図書館サービスの提供。

枚方市立図書館では、現在「枚方市立図書館第3次グランドビジョン」に基づき運営を行っており、そこでは中央図書館が司令塔となり、各図書館分館や分室を束ねて、図書館運営に対する考え方を全館で共有し、同じ方向に向けてサービス提供を行っていくことを明らかにしています。

図書館業務には、貸し出しや予約などのマニュアル化が可能な提

携業務と、レファレンスや選書などのマニュアル化が難しい非定型業務がありますか、どの図書館・分室においても、同じ考え方に基づく均質で高品質なサービスを提供できて、初めて上記第3次グランドビジョンの考え方を具体化することが可能となります。

そこで、行政サービスの公平性の確保の観点も踏まえ、どの図書館分館の窓口でも、均質で高品質な図書館サービスを提供することを重視した制度導入を行います。

②総合窓口についてですけれども、先行導入した蹉跎・牧野でのアンケート結果や業務実施状況、各センターの施設構造等を踏まえ、総合窓口導入について検討を行います。総合窓口について補足しますと、当初からここなら可能かなと思われるところ、それが牧野と蹉跎だったんですけれども、それ以外は、ここでは資料が用意できておりませんが、建物の構造等の問題がありまして、総合窓口の実施というのは非常に難しいと考えております。以上です。

加堂議長 今、事務局から説明がありました。何かご質問とかご意見ないでしょうか。

それでは、指定管理者制度の運用については、既に皆さんのご意見が出たと思いますので、これでよろしいでしょうか。

それでは、次に案件4、枚方市立図書館分室等の見直しに関する基本的な考え方(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料7をご覧ください。「枚方市立図書館分室等の見直しに関する基本的な考え方(案)」でございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧くださいませでしょうか。

1、趣旨でございます。人口減少、財源の減少、IT化の進展など、図書館サービスの環境変化が著しい中、施設の老朽化、実利用者人数や貸出冊数などの稼働状況などを踏まえると、図書館分室等については、さまざまな見直しが必要となっております。

枚方市立図書館第3次グランドビジョンでは、分室は地域密着型の特性を生かし、地域住民の居場所としての機能の強化の方向性を示すとともに、施設配置の検討と合わせて別途見直し計画を策定するとしております。

枚方市立図書館分室等の見直しに関する基本的な考え方(案)は、分室等の見直しに関する基本的な方向性等について、教育委員会としての考え方を示すもので、今後議会や市民の意見を聞くとともに、大きな変更を行う分室につきましては、当該地域団体との協議を進め、別途個別の見直し計画を策定することとします。

2、分室の経過でございますが、(1)分室の成立といたしまし

ては、昭和 48 年から 5 分室を整備したのが最初となります。(2)～昭和 56 年というところですが、昭和 55 年度の分室における貸出比率は、図書館全体の 45%という状況でございました。

(3) 昭和 57 年～になりますけれども、分館、中央館などを建設するに伴いまして、分室の統廃合が進んでおります。平成 27 年度の分室貸出比率は 11.8%という状況になっております。

次、3、現在の図書館分室でございますが、1 枚おめくりいただきまして、3 ページをご覧ください。

(5) 開室日・時間・人員体制でございますが、サテライトを除く 10 分室の開室日、時間につきましては、この表のとおりになっております。枚方公園分室から釈尊寺分室までございます。あと職員数であるとか臨時職員数の記入もさせていただいております。

次、(6) 利用圏域等でございますが、図書館のサービス圏域につきましては、本市ではおおむね半径 1.2 キロメートル程度の範囲としております。なお、枚方市立中央図書館につきましては、分館の 4～5 倍の蔵書を有するとともに、さまざまな機能を有していることから、地域の図書館としては分館の倍以上、おおむね半径 1.2 キロメートルを範囲とし、なおかつ市内全域をカバーしていると想定しております。また、新たに建替える香里ヶ丘図書館につきましては、閲覧室を現在の 2 倍にし、機能を強化することから、半径 1.5 キロメートル程度の範囲とする考えでございます。

こうしたことを踏まえますと、山田分室は中央図書館の圏域内に、東香里・茄子作・釈尊寺分室につきましては、建替え後の香里ヶ丘図書館の圏域内に位置していることとなります。また、藤阪分室は津田図書館、菅原図書館の間に位置し、両館と圏域が重なっている状況です。利用圏域等につきましては、この資料の 11 ページをご覧くださいませうでしょうか。枚方市立図書館サービス圏域図というものがあります。星印が図書館になりまして、丸印が分室、三角印が自動車文庫ステーションということになります。中央図書館がほぼ、図面上ちょっと左側の真ん中辺になります。中央と書いてある星印が中央図書館、一番下のほうにあります星印のところが香里ヶ丘図書館という形になっております。

それでは、もう一度 3 ページに戻っていただきまして、4、現分室の課題でございます。

(1) 利用状況でございますが、これは先ほどの資料編の 8 ページのところになります。このまま 3 ページをご覧ください。

釈尊寺・茄子作・山田・東香里・氷室の 5 分室につきましては、直近 5 年平均の年間貸出冊数が 35,000 冊以下、釈尊寺・氷室・東香里・茄子作の 4 分室につきましては、年間実利用者数が 1,000 人以下、東香里・釈尊寺・茄子作・山田の 4 分室につきましては、

延べ来室者数が1日当たり60人以下という状況でございます。

次に、4ページをご覧ください。(2)開室時間・曜日でございます。開室時間、曜日が限定されておるといことで、不便、わかりにくい、祝日に利用したいなどの市民の声が市政モニターや図書館のアンケートなどに寄せられており、これを受けまして、夏季午前開室を継続試行している氷室分室に加えまして、藤阪・宮之阪分室でも午前開室を試行実施いたしました。ただし、利用状況の著しい変化は見られない状況でございます。宮之阪分室につきましては、京阪宮之阪駅高架下に位置していることから、通勤・通学の方たちをターゲットにしまして、平成28年11月から平日も午後6時半までの夜間開室を現在試行しているところでございます。

配置している職員につきましては、中央図書館がバックアップをするということもありまして、非正規職員による少人数で運営している状況です。

(4)施設でございますが、著しい老朽化やバリアフリー化のおくれなどとともに、そもそも市有建築物でないなど、施設上の課題を抱えた分室が多くあります。施設上の課題概要と施設名は下表のとおりということで、建物が市の所有でない、著しい老朽化、この著しい老朽化というのは、すぐに改修工事、修繕等を行う必要のあるものでございます。施設自体は全体的に老朽化は進んでいるんですけれども、その中でもすぐに取りかかる必要のあるところについて、丸をしております。

あと、エレベーターがないであるとか、入り口や通路が狭いなど、そういう要件について該当するところにつきましては、丸印または三角印を打っております。

次に、5、分室の見直し方向でございますが、インターネットの普及とともに、市立図書館でも平成21年度には全館・全分室をオンライン化し、インターネットからの蔵書検索と予約が可能になりました。また、図書館の開館時間を拡大したことで、通勤・通学等の経路での予約本受け取りの可能性が拡大しております。祝日開館による利用の広がりも見られております。その他自宅に本が届く宅配サービスの整備により、障害者や高齢者の方々など、市民の利用の幅が広がっている状況です。

次、5ページをご覧くださいませでしょうか。その一方で、市立図書館の施設数が他の自治体と比較して多いという状況でございます。また、先ほど圏域図をごらんいただいたように、利用圏域の重なりも見られるということから、費用対効果の観点で、職員を配置し、図書館サービスを提供する施設として運営することを見直す必要がある分室があります。

そこで、こうした大きな変更を伴う見直しを行う分室につつまし

ては、新たな方向性に関する教育委員会としての考え方を示し、個別の見直し計画の策定に向けて、当該地域団体と協議することとしております。

(1) 検討対象分室といたしまして、施設の所有状況で東香里分室が三角、これは区分所有ということになっております。1階については自治会の所有となっております。茄子作は自治会の所有になっておりまして、釈尊寺分室につきましてはURの所有、施設状況につきましては、それぞれ山田から釈尊寺分室の間で丸を入れております。利用圏域の重なりにつきましては、山田から釈尊寺分室の間で丸のつくところが出ております。利用状況の低いところにつきましては、丸印のついているところとなります。

それらを踏まえまして、(2) 見直しの方向性ということですが、茄子作・東香里・釈尊寺分室につきましては、高齢者や子育てなどの地域における課題を踏まえ、職員配置を伴う図書館分室サービスから、図書館から団体図書の出借等の支援を行う「本のあふ地域の新居場所づくり支援」へと転換する。新たな香里ヶ丘図書館の開館を見据え、地元等と協議を進め、平成30年度までに具体的な見直し計画を作成してまいります。香里ヶ丘図書館の開館は、平成32年度を予定しております。

次、山田についてですが、庁内検討を行った上で、現在1階の一部を図書館として使っておりまして、そのほかの部分については文化財のほうで埋蔵物の整理などで使っているところなんですけれども、他の政策目的の施設への転用を図る方向で見直しを行いたいと考えております。

なお、香里園・藤阪・宮之阪・氷室の4分室については、施設の点検等を行いながら、利用状況の推移を注視していきたいと思っております。

次に、6ページになりますが、6、自動車文庫ということになります。

自動車文庫につきましては、昭和48年の市立図書館の開館当初から運行しています。その後、利用の増加とともに分室などの固定施設の設置へと結びついていった状況でございます。それから、分館、分室等を建設する中で、配置場所の見直しに具体的に取り組んでいきたいと考えております。市立図書館の役割を見直して、明確にしていくことが求められる中で、自動車文庫につきましても、枚方市の人口、財源等の状況を踏まえた効果的な事業とすることを検討します。

(1) これまでの経緯ですけれども、昭和48年からスタートいたしまして、昭和56年度には最多の53ステーションという形になりました。②といたしまして、分室、分館建設による役割の縮小と

アウトリーチ活用の萌芽ということです。昭和 50 年代以降、次々と分室、分館の建設をしていきました。それに伴いまして、自動車文庫の役割が縮小していくということになってきました。あと、路上のステーションなど、安全面で問題になるところにつきましてはステーションを廃止するなど、徐々に改善しているところでございます。平成 23 年度には中型車 1 台を岩手県の被災地で活動するボランティア団体に寄贈し、現在は自動車文庫 1 台の 24 ステーションで運営しております。その一方で、病院や高齢者施設、学校等へサービス展開も行いながら、自動車文庫の機動性を生かしたアウトリーチ活動への要望が出てきております。

(2) 今後の取り組みの方法でございますが、①当面の取組といたしまして、利用の少ないステーションや路上ステーションを見直し、要望もあり、検討も進めてきた学齢前の子育て拠点や病院施設などへのアウトリーチサービスを実施したいと考えております。

次に、7 ページに移っていただきまして、②中期的な取組でございますが、建替を予定しております香里ヶ丘図書館の工事中、平成 30 年度から約 2 年間工事に入りますが、その間の代替サービスを担っていきたくと思っております。そのほか、一時的に図書館サービスを中断せざるを得ないといった場合にも、自動車文庫の機動力を活用していきたくと思っております。

③長期的な取組といたしましては、地域や施設への配本事業を充実して、アウトリーチサービスを強化していく中では、ブックトラックを積載することができ、小回りがきくリフトつき貨物車の役割が大きくなってまいります。大型の自動車文庫「ひなぎく号」で担ってきた役割を、リフトつき貨物車へ引き継いでまいりたいと思っております。

あと、自動車文庫のステーションでございますが、ステーションの中には、学校の中で貸出をしているというところもございまして、ただ、学校の中を使わせていただいているんですけども、授業の関係で子どもたちの利用がしにくいといったこともあり、また学校教育部と連携しながら進めております学校図書館の整備事業も進んできております。子どもたちも、そちらのほうを利用するようになってきております。そして、学校の中に入っているものですから、地域の方の利用が非常に少ないといったステーションもございまして、そういったステーションにつきましては、一定の整理を進めていきたくと思っております。

説明については以上でございます。

加堂議長

ただいまの説明につきましては、何かご意見とかご質問ないでしょうか。

山本委員

十分にバックデータも検討せずに余計なことを言うなど言われそうですが、話を聞きながら、配られた資料を見ながら気がついたことについて話をさせてもらおうと、市内全体の公共図書館ネットワークをつくるときに、財源の話は別にして、行政が違いますから、アメリカの図書館をあり方を言うてくるのはどうかと思いますが、中央館とそれ以外の分館、多少の濃淡はあるにしても、基本的には二層構造をとっている。

あと、BM、自動車図書館がありますけれども、これは経年的に見たときに利用が増加しているのか減っているのか。どういうことかということ、日本の都市部、農村部を含めて、市民の生活構造、農村なんかさらにそうですけれども、コストパフォーマンスを考えた場合に、BMを現在のような状況で維持する必然性があるのか。ということは、市民に利用させればいいわけですから、いろいろなやり方があると思っていて、これだけネットが普及し、スマホでもWebOPACが検索できるわけでありますから、そうすると市民に一定の知識、情報のニーズが発生したときに、WebOPACで検索をかける。あるいはイーレファレンスをやるということを考えた場合に、実際の情報庫から資料の届け方ということになりますが、BMでもって届けるのか。若干手数料をとってやっていると思うんですけども、コンビニを使ってやるのか。あるいはもうちょっと色を変えてしまって、アメリカでよくあるんですが、ブックバイクというところで、50冊、70冊、100冊、200冊ぐらい三輪自転車に乗って、公園とかいろんなところに行けばらまいてくる。そこで施業者登録をさせるとか、いろいろなやり方がある中で、既存のBMのあり方を維持することが行政サービスとしてのコストパフォーマンスを考えてどうなのかということは検討されればいかがかと思えます。

それから、さっき図書館ネットの話をしましたけれども、おそらく欠けているのは、今日も降りてきましたけれども、京阪で特急がとまる枚方市駅というのは、大きな市民の生活動線の重なる場所というように思います。そうすると、これから高度な図書館サービスをしていこう、課題解決型とか生涯学習者として情報、知識が必要だというときに、中央館とか現在のような形の分館の位置でもってカバーできるかということ、なかなかどうかと個人的には思っているけれども、そうすると動線の重なるところの枚方市駅前、私は勉強していないのでよくわかりませんが、見た感じでいくと、蹉跎と牧野で、生涯学習センターの機能を図書館でとっていますけれども、これは言葉の使い手は賢いなど、機能的にも思われていて、そうすると枚方市駅の近くの生涯学習市民センターはギャラリー

がある、消費生活センターがあることからすると、おそらくあれは公共施設だと思えるのですが、再開発か何かで市が床を持っているかもしれない。そうすると、枚方市駅のあたりに新たな形のといいますか、今言ったような高度な情報サービス、ビジネス支援とは言わないまでも、少なくとも枚方市駅を乗降する多くの市民が通っていく中で、PCとかタブレットとかスマホを持ちながら移動するわけですから、そういったところでの情報、知識の受け渡しの場所というか、市民が必要になった情報をみずからそこでチャージできるという手法を考えるのであれば、あるいは地域化という言い方をしますけれども、そういった中央館とは違った、特化された機能を持つ図書館。

アメリカのニューヨークで有名なのは、いやに当たってしまった『未来をつくる図書館』でしたか、SIBL、科学産業ビジネス図書館というのがありましたね。起業支援図書館とかいうやつですけども、あれはまさにその1つなんですけれども、ああいったような中央館と違った、枚方市駅を乗降する一般的な市民のニーズに応えられるような図書館機能を備えたものを将来的には考えられればいかがかと考えました。

加堂議長 確かに、サテライトがなくなってTSUTAYAが建ったといえ  
ば、象徴していることはそうですね。非常に大事なことですね。そのほかどうでしょうか。

川添委員 同じようなことになるんですけれども、中央図書館の立地的なもので、コントロールする場所、あるいは蔵書とする場所としてはこの位置でいいのかもしれないですけど、実態として利用するという  
ことでいうと、1つは駅前というのは、本を置くのか、居場所的な機能を持つようにするのかというのは別として、利用する側からすればあったらいいなというところと、それ以外の各地域の分室についても、方向性としては図書館機能から居場所機能へということも書いてありますけれども、それを具体的にどういったものにするのかという、高齢者と子育ての問題解決というのが、その2つのターゲットをもとに、絵本の読み聞かせなのか、高齢者と子ども世代とのマッチングなのか、そういった機能が具体的にどうなるのかなど。平成30年度までに具体的な見直し計画を策定すると書いてありますので、そのあたり気にはなったかなと思います。

加堂議長 ほかによろしいでしょうか。では事務局から。

事務局 今、山本先生のほうから2点ございました。そのことに関してち



よっとコメントでございしますが、私どもは、今、大きく図書館の施設なりサービスのあり方を変えていこうということで動いております。それで、分室等の見直しに関する部分で、分室についてもそうですし、自動車文庫と呼ばれるやつもそうなんですけれども、これはもともとは図書館サービスの全域奉仕という考え方で、市内のどこでも本の貸出、返却ができる、そのポイントをどれだけつくるかというようなコンセプトのもとで制度化されてきたサービスだというように思います。

しかし、一方では状況が変わってきて、地域でほんとうに必要なものは貸出、返却の機能なのか、それともなかなか遠くには行けないけれども、子連れで、あるいは高齢者の方が地域に身近なところに行き、本を読んでゆったりして過ごす場所が要るのかということだと思っておりますね。自動車文庫を走らせて、そこで貸出、返却ができるということではなくて、さっきの話とリンクさせると、図書館サービスを館外に、表に出て行って、そういうさまざまな支援をやらうとすれば、大きな移動図書館のようなものを持って行って、本の貸出、返却をするのではなくて、さまざまな子育ての施設だとか地域の施設だとかに本をお届けして、また入れかえてということで、本のある居場所なり空間をつくっていくようなことを、本格的に支援していくようなことに切りかえていくのかという、その話があると思っておりますね。

それで、さまざまな形、コストパフォーマンスを考えると、そちらのほうにシフトして行って、逆に本を通じた情報支援だとかリテラシーの獲得支援をしていく。子どもの読書活動を推進していくというような大きな方向に、基本的には切りかえていくべきではないかということがあって、この分室等の見直しに関する基本的な考え方を定めています。このように進めていこうということで、この考え方についてまず意見を聞きながら、個別の施設に対してはまたお話し合いをしていって、物事を決めていきたいと思います。

そういう意味では、自動車文庫のあり方等についても、もう一度具体的にあり方を、基本的な考え方のもとで進めていきたいと思っております。

それから、枚方市駅周辺、中心市街地における図書館のあり方、これはほんとうにおっしゃっていただくとおりで、新しい公共と言われる協働型の地域づくり、まちづくりの手法を進めていくときに、図書館がどういった機能を果たすのかといったときに、今先生からご指摘のあった、中心市街地における少し専門的な機能、これも一方で拡張していかなければいけない部分なのかなと考えております。

一つはビジネス的なところ、ある種の専門的な部分への支援と、図書館の持っているレファレンス能力、こういったものを活用するということになってまいりますと、昨年度の委員会の中で山本先生がおっしゃっていただいていた行政支援であるとか、議会の立法支援というような部分、こういったところも必要になってくるのかなと思っております。もともと議会には議会の図書館、議会図書室というものがございまして、地方自治法では一般にこれを利用させることができるかと定めてあるんですけれども、議会図書室の運営というのは、議会の職員が片手間でやっているものなので、設備的にも機能的にもなかなかしんどいものがあるんですけれども、そういったものを図書館が担って立法支援をする、あるいは行政の支援をする。あるいは情報公開を含めて、市民の皆さんが市政参画をするときの情報提供の支援をする。そういった新しい領域で、高度化したサービスを担うような、そういうビジョンも持っておかないといけないのかなと思っております。さまざまな見直しもしながら、新しい部分についてもご意見を参考にしながら、いろいろな支援を受けるところの、今後のまちづくりの中でどう反映していけるのかということについて検討してみたいと思います。

加堂議長

さらに議論を進めていただきたいと思います。

最後に、残りました案件5、その他につきましてですけれども。

事務局

資料8をご覧くださいませでしょうか。

子どもに本を届ける事業の進捗状況でございます。1、概要ですけれども、市民からのご厚意（寄贈図書、ふるさと寄附金）により得た収入をもとに、学校をはじめとする各施設に本を届ける事業を平成28年度から開始しております。市民から寄せられた本のうち、蔵書として再利用しなかった図書の売却やふるさと寄附金による収入見込み額が、平成28年12月末現在560万円となり、それらを本年度決算において基金に積み立てます。

学校への団体貸出図書配本事業における配本巡回便などを活用いたしまして、平成29年度は市内小学校を中心に、子どもたちのもとへ届けていきたいと思っております。

2、内容でございますが、12月末といたしまして、寄贈でもらいました本のうちで古書として売却できたものが約8万円、古紙として売却できたものが約30万円、ふるさと寄附金としていただいた寄附金が約520万円ということで、合わせまして約560万円を枚方市子どもに本を届ける基金に積み立てまして、翌年度以降一部を取り崩しまして、児童書を購入したいと考えております。

購入した本は学校をはじめ、保育所、幼稚園、子育て団体などへ

届けていきたいと。そのような形で具体的に進める考えでございます。資料8は以上です。

資料9ですけれども、図書館雑誌スポンサー広告についてですが、1、概要です。図書館で所蔵する最新の雑誌に取りつけているカバーとその書架スペースを広告媒体といたしまして、民間事業者等に提供することで、財源の確保をするものです。

裏面をご覧くださいませでしょうか。雑誌の裏面にカバーをかける。最新雑誌の表紙を隠さない裏面に広告のステッカーを貼ります。それから、その下の写真でございますが、柱であるとか書架であるとか壁などに、広告を掲示するというところで、また表に戻っていただきまして、4、事業費・財源及びコストというところですが、歳入といたしまして、現在の見込みの中では、市内7図書館の合計金額として70万円を見込んでおります。これらにつきましては、3ですけれども、平成29年3月に事業者の公募を行いまして、4月以降に広告事業の開始を図りたいと思っております。同様の手法につきましては、大阪市、名古屋市、千葉市で導入の事例がございます。説明は以上でございます。

山本委員

スポンサー広告ですけれども、やって当たり前でやられればと思えますけれども、確認ですけれども、少なからずもう既にやっているところがあるのはご承知のとおり、ただ気になっていて、騒がれているのは、まさか枚方市ではないと思うんですけれども、スポンサー広告事業を民間の地元の広告事業者に丸投げしておいて、うまくいかななくてもいいから払うよというような形の契約でやることはないでしょうね。図書館と地元の企業とのコミュニケーションの手段としても有効なので、地元の企業にスポンサー広告をお願いする、若干のお金を払ってもらおう。ここにあるように、広告してもらって結構ですよということで、当然図書館が当たったときにはコミュニケーションが発生しますし、そこで図書館に対する、お金を払うだけではなくて、一定の図書館に対するニーズが発生するかもしれないということからすると、さっきのアウトリーチということになりますし、やや高度な企業に対するレファレンス、そういう企業とのコミュニケーションの手段としてもこれを利用すると。間違っても民間業者を、絶対ないと思えますけれども、広告事業者の懐に鞘が抜かれるということがないでしょうねということが1つと、もう1つ話をすると、分館、分室なんかでも、同じ手法を使うと、命名権を使えばどうという感じがあって、横浜なんかだと公衆トイレなんかに使っていますけれども。だから、できるだけ効果的に親しんでもらう。味の素スタジアムじゃありませんけれども。ここまで開けた手を使うのであれば、もう一步踏み込まれてやられればいか

がかなと思いました。

加堂議長

そうですね。わずか1館10万円ですからね。金額だけでとんでもない広告をされるとね。やはりいいものをしてもらわないとだめですね。大した金額ではないということはありますね。ほかどうでしょうか。

それでは、大分時間も押してきましたので、この案件についてはこれぐらいにしたいと思います。

では、これから今後のスケジュール等につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

現在、具体的な案件につきまして調整を行っております。案件が明確になり次第、開催日程等の調整のため、改めてご連絡をさせていただきますので、そのときはよろしくお願いいたします。

以上でございます。

加堂議長

それでは、以上をもちまして、本日の社会教育委員会議を終了します。

皆さん、長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。